

一般社団法人 日本血栓止血学会 広報委員会 内規

(名称)

第1条 本委員会は、日本血栓止血学会（以下、「本会」）広報委員会（以下、「委員会」）と称する。

(業務)

第2条 委員会はホームページやメーリングリストおよび本会の活動に必要な情報を適切に管理・運営し、本会活動内容や血栓止血学に関する情報を会員および社会に広報することにより、会員への研鑽および社会の理解と信頼を支援する。

2. 広報活動の現状を調査・分析し、今後のあり方について理事会に諮問する。
3. 広報活動の企画、運営を協議し、理事会に提言する。

(構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長各1名、委員若干名をもって構成する。

2. 委員は、本会代議員の中から委嘱される。
3. 委員長は、本会理事会の議を経て理事長が委嘱する。
4. 副委員長、委員は、委員長が推薦し、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。
5. 委員長、副委員長および委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
6. 委員長が必要と認める時は、委員以外の者の出席を求めることができる。

(運営)

第4条 委員長は、毎年1回以上の定例委員会を召集し、その議長を担当する。

2. 委員長は、必要に応じて臨時委員会を召集することができる。
3. 委員長は、審議状況および決議の結果を理事会へ報告する。

4. 前項による報告を受けた時は、理事会は、これを必要に応じて総会に報告する。
5. 副委員長は、委員長を補佐し、必要に応じて委員長の職務を代行する。
6. 委員会は、3分の2以上の委員の出席をもって成立する。
7. 委員は、委任状の提出をもって出席に替えることができる。
8. 委員会の決議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(細則)

第5条 この規則に規定するものの他、本制度の運営についての必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

(内規の改廃)

第6条 本内規は、委員会の議決を経て理事会の承認を受け、変更・廃止することができる。

付則

本内規は、令和3年1月30日から施行する。